

壱岐市安全・安心住まいづくり支援事業

<概要>

この支援事業は、地震による住宅の崩壊などによる被害を軽減するため、市に耐震診断を申し込んだ場合、耐震診断費の一部を市が負担します。また、耐震診断の結果、危険と判断された(耐震基準に適合しないと判定された)住宅について耐震改修工事を実施する場合、工事費の一部を市が補助します。

建替えで行う新築工事についても対象となる場合があります。

□耐震診断支援事業

<助成内容>

耐震診断に要する経費

45,000 円に対し、30,000 円を補助します(自己負担額 15,000 円)

<対象>

(1) 建築基準法改正以前の旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したものの。)により建築されたもの。または、次のいずれかに該当するもので、併用住宅の場合は延床面積の過半の部分が住宅に使用されているものに限り、

昭和 56 年 12 月末までに、固定資産税課税台帳に記載されているもの。

不動産登記簿謄本の原因およびその日付により昭和 56 年 8 月末日以前のもの。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事届が受理されたもの。

(2) 階数が 3 階以下のもの。

(3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の木造住宅

(4) 混構造のものにあっては、立体的なもので、その木造部分に限る。

(5) 壱岐市内に木造住宅を所有し、現に居住する者で壱岐市税等を滞納していないもの。

<申込方法>

木造住宅耐震診断申込書(第 1 号様式)に、次の書類を添えて 2 部、建設部建設管理課に提出しお申し込みください。

案内図

建築年月日が確認できる書類(上記(1)の書類)
彦根市税納税証明書又は完納証明書
各種納入証明書
その他(代理の場合は委任状など)

<申込期間>

平成20年5月19日から平成20年11月28日
(平成20年度予定戸数になり次第締め切ります。)

<耐震診断>

社団法人長崎県建築設計事務所協会との委託契約より、協会に所属し、県が指定する講習会を受講した長崎県木造住宅耐震診断士が行います。

□耐震改修工事支援事業

<助成内容>

耐震改修工事に要する費用の2分の1で600,000円を上限に補助します。
耐震改修工事に伴う設計料(図面、設計書作成等)は自己負担となります。

<対象>

耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅

<申込方法>

彦根市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付申請書(第4号様式)に、次の書類を添えて**2部**、建設部建設管理課に提出しお申し込みください。

耐震改修計画概要書
耐震改修工事の内容を示す平面図その他図面
耐震改修工事費の内訳書
耐震改修工事予定箇所の写真
その他必要と認める書類(代理の場合は委任状等)

<申請期間>

平成20年5月19日から平成20年11月28日
(平成21年3月31日までに、耐震改修工事が完了するものに限る。また、平成20年度予定戸数になり次第締め切ります。)

<施工業者>

- (1) 壱岐市内に本店、支店、営業所等を有する事業所
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた事業所

<お知らせ>

この支援事業の耐震改修工事をした場合、「住宅に係る耐震改修促進税制」により、所得税額の特別控除及び固定資産税の減額措置などがあります。

(詳しくは壱岐税務署:47-0315、壱岐市税務課:47-1211 までお問い合わせください。)